

第3期総合戦略と後期基本計画の統合

策定の方針

- 第7期美唄市総合計画の前半に当たる「前期基本計画」の計画期間が令和7年度末に終了するため、前期基本計画の後継となる「後期基本計画」を策定する。計画期間は、総合計画の後半に当たる令和8年度～令和12年度の5年間とする。
- 第3期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略を後期基本計画に統合する。メリットは、総合計画と総合戦略との関係性が明確になり、本市が直面する人口減少という大きな課題に対する方向性や取組もわかりやすく、説明しやすくなること。

第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、本市における地方創生の基本的方向性（主に「人口減少対策」）を定めたもの。総合計画の内容に即し、国や道の総合戦略を勘案して策定。

「美唄市人口ビジョン」を踏まえ、総合計画との整合性や関係性を整理した上で策定されており、施策を超えた分野横断的な「重点施策」と言い換えることができる。現在の第2期総合戦略は、令和6年度で計画期間を終えるところである。

第3期総合戦略と後期基本計画の統合

総合計画と総合戦略の期間

【総合計画】

議決の有無	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
有	第6期総合計画	第7期美唄市総合計画基本構想【10年間】									
無	後期基本計画	前期基本計画【5年間】					後期基本計画【5年間】				

【総合戦略】

無	第2期総合戦略 R2~R6【5年間】	延長	第3期総合戦略 R8~R12【5年間】
---	-----------------------	----	------------------------



後期基本計画に統合

- 総合戦略は総合計画の下位にあたる計画であるが、現状の作業を鑑みると後期基本計画を総合戦略に寄せて策定する流れになることから、1年延長し後期基本計画に統合することで一体的に計画を進めることができる。